

☆ 臨時的任用職員募集情報

募集内容

整理番号 R4-1

【募集職種】	近畿管内における官庁施設等の現場監理に関する各種業務等 育児休業に伴う臨時的任用職員(「国家公務員の育児休業等に関する法律」第7条第1項第2号)として採用します。
【任期】	令和 4年 7月 1日から令和 5年 6月30日まで ※任期の更新はありません。
【募集人数】	1名
【選考方法】	履歴書による書類審査及び面接試験により選考します。
【応募資格等】	1. パソコンの基本操作ができ、かつ、ワード、エクセルが使えること。 2. 建築の専門技術があり、以下のいずれかに該当すること。 (1)一級建築士、二級建築士又は建築設備士 (2)1級建築施工管理技士、又は2級建築施工管理技士 (3)1級電気工事施工管理技士、又は2級電気工事施工管理技士 (4)第1種、第2種又は第3種電気主任技術者 (5)1級管工事施工管理技士、又は2級管工事施工管理技士 (6)公共建築工事標準仕様書(建築工事編、機械設備工事編、電気設備工事編の何れかで可)又はそれに準ずる仕様書を適用した工事において、発注者としての監督職員の経験を有すること。 (7)公共建築工事(建築設備工事を含む)の発注者としての技術的実務経験を半年以上有すること。 (8)以下のいずれかの実務で構成された1年以上の実務経験を有すること (民間企業での経験も可)。 ①建築物又は建築設備の設計に関する実務 ②建築物又は建築設備の工事監理に関する実務 3. 当該採用期間にわたり継続して勤務が可能なこと。 4. 国家公務員採用試験を受けられる者と同様の下記の要件を満たす者であること。 以下のいずれかに該当しない者 ○ 日本の国籍を有しない者 ○ 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者 ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行猶予の期間中の者その他その執行を受けなくなるまでの者 ・一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ○ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)
【応募方法】	下記の担当者まで電話連絡を行ったうえで、下記の宛先に履歴書を送付してください。 なお、書類審査の後、面接を受けていただく方に担当から日時をご連絡します。
【面接日】	【第一次面接】 令和 4年 6月 8日(水)(予定) 【第二次面接】 令和 4年 6月10日(金)(予定) ※場所はいずれも近畿地方整備局 京都営繕事務所(京都市左京区丸太町川端東入ル東丸太町34-12京都第二合同庁舎5F)で行います。なお、時間その他詳細については、担当からご連絡します。
【勤務場所】	京都市左京区丸太町川端東入ル東丸太町34-12 京都第2合同庁舎5F 国土交通省 近畿地方整備局 京都営繕事務所
【勤務時間】	原則として午前8時30分から午後5時15分まで
【休日】	土曜日・日曜日・祝日・年末年始
【基本給】	182,490円～(大卒の場合) 学歴、職歴を考慮のうえ決定します。 (例)大学卒業後、同種の職務の経験が20年ある場合 278,960円
【諸手当】	通勤手当、期末手当、勤勉手当等
【その他】	・国家公務員共済組合員には該当しません。 ・健康保険・厚生年金に加入していただくことになります。 ・採用内定後、卒業証明書及び過去に在職した会社の在職証明書を提出していただきます。 ・通勤可能な方に限ります。 ・臨時的任用の事由がなくなった場合には、免職となる場合があります。 (例)育児休業者が休業期間終了前に復職した場合

担当者
国土交通省近畿地方整備局
京都営繕事務所(担当:中園、黒瀬)

〒606-8395 京都府京都市左京区丸太町川端東入ル東丸太町34-12
京都第二地方合同庁舎5F

TEL 075-752-0505